

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程

(一九二三—一九二五年) (下)

三 瓶 弘 喜

一 はじめに

二 英米による戦後ヨーロッパ再建構想の全体的枠組み

三 ジェノア会議

四 英米戦債換え協定（以上前号）

五 英米金融協調に基づくヨーロッパ経済秩序の形成（以下本号）

六 おわりに

五 英米金融協調に基づくヨーロッパ経済秩序の形成

〔一〕 英米金融協調の中心的担い手

最初にここで、英米金融協調の中心的担い手がどのような集団であったのかを確認しておきたい。

第一にそれは、ロンドン・シティとニューヨーク・ウォール街を代表する英米の国際銀行家たち、特にマーチャント・

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二三—一九二五年）（下）（三編）

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二三—一九二五年）（下）（三編）

バンカーの系譜をひく国際投資銀行家たちに他ならなかつた。その際、ロスチャイルドやベアリングといった老舗のマーチャント・バンカーに代わつて、英米系マーチャント・バンカー、すなわち J. P. モルガン商会やモルガン・グレンフェル商会 Morgan Grenfell & Co. が、英米金融市场で対ヨーロッパ融資をまとめ上げる中核的銀行となつていつたのである。特に J. P. モルガン商会は、アメリカ資本をヨーロッパへ注入させる上で、決定的役割を果たすことになつた。

周知の通り J. P. モルガン商会は、その系列銀行であるモルガン・グレンフェル商会を通じてロンドン資本市場と、モルガン・ハーシューズ商会 Morgan Harjes et Cie を通じてパリ市場と、密接なパイプを歴史的に形成してきたウォール街の国際金融業者である。戦前モルガン商会は、アメリカ証券のロンドン市場での発行を通じ、ヨーロッパ資金をアメリカへ導入する重要なパイプ役を果たし、大戦中は、イギリス政府の代理人として、イギリス政府のためにアメリカでの戦争物資および資金の調達に従事した。⁽¹⁾ こうした親英的な伝統を引き継ぎモルガン商会は、大戦後、資金の流れは全く逆となるが、ロンドン・シティと連携しながらヨーロッパ証券のアメリカ市場での発行を助け、今度はアメリカの資金をヨーロッパへ導入するパイプ役を果たすことになったのである。⁽²⁾ すなわちモルガン商会は、アメリカ「国民経済」そのものといいうよりもむしろ、国際資本の世界的再分配、とくに欧米間における資本の再分配に富の蓄積基盤を置いた、「インタナショナル・プライベート・バンカー」であつたと考えることができるであろう。⁽³⁾

そしてこうした国際金融界と密接な関係をもち、彼らとともに重要な英米金融協調の担い手となつたのが、英米両国の中央銀行家たちに他ならなかつた。とりわけイングランド銀行総裁モンタギュー・ノーマン Montagu Norman と、ニューヨーク連銀総裁ベンジャミン・ストロング Benjamin Strong の両者が、国際金融協調のために、積極的イニシアティブをとることになる。周知の通りアメリカの中央銀行制度は、一九一三年に一二の中央銀行からなる連邦準備制度として発足するが、その際ニューヨーク連銀は、管轄区域内に国際金融市场ニューヨークを含み、ウォール街の金融コミュニティ、とりわけモルガン商会を頂点とする国際投資銀行家グループと、人的にそして政策的に、密接な関係を有することになる。

そしてこのことが、ニューヨーク連銀を、アメリカにおける国際協調主義の中心的担い手に押し上げていった理由でもあった。特にストロングは、彼は連銀創設時から一九二八年の死去まで約十五年にわたって総裁職を務めたのであるが、モルガン系列銀行の出身に他ならなかつたのである。⁽¹⁾

このように、英米金融協調の中心的担い手となつたのは、英米系マーチャント・バンカーおよび英米の中央銀行家を中心とした、国際金融サークルであつたと言えよう。そしてこうしたグループが、英米の資金をヨーロッパへ注入する水門的機能を果たし、大戦後、新たなヨーロッパ経済秩序の枠組みを作り出していくことになるのである。

また彼らの政治との結びつきについて簡単に言及すれば、研究史上、シティのマーチャント・バンカーやイングランド銀行は、イギリス大蔵省と緊密な関係を有し、いわゆる「シティ＝バンク＝大蔵省紐帯」を形成していたことが指摘されている。そこでは、イギリスの「生産国家」としての発展ではなく、「金融国家」としての発展が追求されることになったのであつた。⁽²⁾ またウォール街のマーチャント・バンカーやニューヨーク連銀は、戦間期においてとりわけ国務省と結びつきをもつており、その際これら三者は、経済的国際主義者によつて統導され、経済的ナショナリストの結集する連邦議会や（特に一九二〇年代においては）商務省と、政策的に対立する傾向をもつっていたのである。⁽³⁾ これら英米集團に共通する最大の特徴は、その政策志向が、なによりも経済的コスモポリタニズムに基づいていたことにあるだろう。すなわちそこでは、海外投資をベースに、諸外国の経済成長を誘導する国際環境の創出（例えそれが自国産業との競合を招こうとも）が求められたのである。⁽⁴⁾

それでは以下、こうした英米の国際金融サークルによって作り出されたヨーロッパ経済秩序とは、一体どのようなものであったのか、その特質を明らかにしていきたい。

(1) C.P.Parrini, *Heir to Empire: United States Economic Diplomacy, 1916-1923*, Pittsburgh, 1969, pp.55-57; Jeff Frieden,

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二〇年）—（一九二五年）（上）（iii編）

英米金融協定による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二〇年）—一九二五年）(II) (II)題)

"Sectoral Conflict and Foreign Economic Policy," *International Organization*, Vol.42, No.1, Winter 1988, pp.73-74; Kathleen Burk, *Morgan Grenfell 1838-1988: The biography of a merchant bank*, Oxford U.P., 1989. xiii-xv.

(2) この点について示唆的であるのが、楠井敏朗「法人資本主義の成立——」〇世紀アメリカ資本主義分析序説——」日本経済評論社、一九九四年、第三章「アメリカ資本主義とロンドン金融市場——「バクス・ブリタニカ」のもとでのアメリカ経済——」である。そこでは大戦前モルガン商会が、「マネー・トラスト」と非難されながらも、アメリカ企業の経営に直接参加し再編・合理化を推し進め最大の動機が、当該企業に債権をもつ、イギリス人投資家の信認確保のためであったことが指摘されている。同様にモルガン商會は、「その政治的経済的忠誠心が一体アメリカに対するものであるのか、それともイギリスに対するものであるのか」と非難を受け続けるが、「うした批判をおわれ」、ウォール街の国際投資銀行がもつ「イギリス債権者の代理人」としての機能を、如実に表すものであったと言えるだらう。ロン・チャーナウ「モルガン家——金融帝国の盛衰——上」(青木第一訳) 日本経済新聞社、一九九三年、第11章。

(3) M.N.Rothbard, "The New Deal and the International Monetary System," in B.M.Rowland ed., *Balance of Power or Hegemony*, New York U.P., 1976, pp.24-26; Frieden, op.cit., pp.73-74; ロン・チャーナウ「前掲書」、(II)(II)-II(IV)頁。アメリカの中央銀行にはじては、楠井「前掲書」第四章「連邦準備制度成立の社会経済的背景」を是非とも参照。

(4) 桑原莞爾「イギリス関税改革運動の史的分析」九州大学出版会、一九九九年、110-1頁。

(5) 前掲フリーディ・ Frieden の論文では、戦間期におけるアメリカの対外経済政策が、常に相矛盾する形で実施され安定性を欠いていた」と、その理由として、アメリカでは二つの国内政治経済勢力——経済的国际主義と経済的ナショナリズム——が存在し、そのどちらもが決して他者を圧倒する力を持ち得なかつた」と、すなわち両者の力関係・緊張関係こそが、対外政策の方向性を決定づける最大要因であったことが指摘されている。

(6) 例えばこうした政策志向に対し、アメリカの輸出産業は、自らの海外市場の拡大に寄与する对外投資には賛成したが、諸外国の競争的生産力を強化するような再建融資には強力に反対した。このようにアメリカでは、ウォール街の国際投資銀行家こそが、最もコストボリューンな政策を志向する経済利益集団であつたのであり、またフリーディの指摘するように、国際主義者の同盟において、最も強力で卓越した構成員に他ならなかつたと言えるのである。Frieden, op.cit., pp.67-68.

[II] オーストリアの再建

一九二二年一月のカンヌ決議は、「ヨーロッパ・システム」を麻痺状態から救い出すため、「緊急に着手されるべき第一の課題」として、中・東欧の経済再建を提案したのであつたが、その際、英米債務協定の合意を受けて最初に再建が試みられることになった国が、敗戦国オーストリアである。このカンヌ決議はイギリスによって提起されたものであるが、当

該決議の路線上にあるオーストリア再建計画を主導したのも、実質的にはイギリスであったと言つてよい。イギリスは、たいへん早い時期からオーストリアの重要性を認識し、積極的にその再建を推し進めようとしたのであり、オーストリア再建計画は、こうしたイギリスのイニシアティブの下で打ち出され、英米の国際銀行家たちの資金協力によって推し進められることになったのである。

ここでは、英米金融協調に基づくヨーロッパ再建の最初の事例としてこのオーストリアを取り上げ、オーストリア再建を推進しようとしたイギリスの政策構想の中身とその帰結を検討していきたい。その際イギリスの再建構想は、①対オーストリア金融コンソーシアム構想と、②オーストリア通貨安定化構想という二つの柱から成つており、これらは、ジェノア会議でイギリスが追求しようとした二つの政策を、個別具体化したものであつたと言えるだろう。それでは以下、これらの二つの構想を中心にながら、戦後オーストリアの再建過程を考察していきたいと思う。

(一) 金融コンソーシアム構想

はじめに、対オーストリア金融コンソーシアム構想の内容から検討していきたい。その際ここでは、「オーストリアに金融援助を行うことの商業的政治的利益」というタイトルの付いた、一九一九年八月一日付けのイギリス外務省文書を最初に取上げたいと思う。⁽¹⁾ この文書は、大戦直後に作成されたものであるが、当該構想の全体的枠組みと政策意図を知る上で、たいへん有益な史料である。この文書の中ではまずオーストリア、特にウィーンの東・中欧に占める経済的重要性が、以下のように語られている。

「現在オーストリア自身の可能性は小さいが、しかしウイーンが、過去においてそうであつたように将来において、旧オーストリア＝ハンガリー帝国を形成していた諸国家の商業的金融的中心地であり続けるであろうことは、ほとんど間違いないように思われる。その理由は、ウイーンがドナウ川地域において重要な地理的位置にあること、旧帝国の鉄道シス

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九四五）（下）（三編）

テムがウィーンを中心にしていること、そしてハプスブルク時代における全銀行システムが、実際にはウィーンを中枢としていたことにある。⁽²⁾。

「ここでは、旧ハプスブルク帝国の流通・金融システムの中軸として、オーストリア、とりわけウィーンが将来において持ち続けるであろう重大な地位が指摘されており、それ故こうした認識から、オーストリアへの金融支援が、単にヨーロッパ再建のための最初の試金石としてだけではなく、イギリスの中・東欧における「商業的政治的利益」にとつても、極めて重要な意義をもつものであることが主張されたのであつた。すなわち、

「もし我々がウィーンで強力な立場を手に入れることができれば、すぐにイギリスは、ボヘミア、ハンガリー、そしてさらにはユーゴスラビアにおいても、自らの地位を強化することができるだらう。これらの国々はイギリスとの通商を望んでおり、そして我々は、これら諸国家間の定期的な貿易を促進することによって、中欧の難解な問題の一つを解決の方に向へと向かわせ、同時にまた、我々自身の利益を得ることができる」。

「もしイギリスが、ウィーンにしつかりとした足場を築くことができれば、我々は中欧において、商業的に政治的に、卓越した地位を手に入れることができるであろう。すでに示したようにウィーンは、この地域における生まれながらにしての中心地なのであるから」。

「これら旧帝国の後継諸国家は、現在独り立ちできない状況にある。これらの国々は不可避的に、相互に依存しなければ生きていけない。これら諸国家間の協調に一役買うことによつてイギリスは、これら諸国におけるイギリスの利益を推し進め、同時に、イギリスの商業活動のために広大な領域を切り開いていくことができるであろう。⁽³⁾」。

当時実際にイギリスは、こうした再建構想と平行して、中・東欧における自らの金融的地位を確立するため、アングロ・オーストリア銀行 Anglo-Austrian Bank の獲得にも努めていた。このアングロ・オーストリア銀行とは、大戦前、オーストリア、チェコ・スロバキア、ハンガリー、イギリス等に広範な支店網を開拓した、ウィーンのドイツ系銀行であるが、

戦後ベルサイユ条約の下で、イギリス資本の会社として新たに再建されることになったのである。その際重要な点は、在ロンドン銀行理事の任命権がイングランド銀行に付託されたことであり、その結果イギリスは、当該銀行の帳簿や書簡を管理することによって、オーストリアやチェコ・スロバキアの系列銀行が、東・中欧においていかなる商業活動に従事していたのかを詳細に把握するようになり、同時にアンゴロ・オーストリア銀行の経営を通じて、東・中欧への金融的アクセス権を手に入れることができるようになったのである。⁽³⁾ここで構想された対オーストリア再建援助とは、まさにこうしたイギリスの商業的経済的利益を、さらに強化していくとするものであったと言えるだろう。

それでは実際、対オーストリア金融シンジケート構想とは、一体いかなる内容をもつものであったのだろうか。第一にそれは、ジエノア会議で提起された国際コンソーシアム構想の、ローカル・シンジケートに類似するものであつたと言えよう。文書では、イギリス政府あるいはイギリスの金融業者が共同出資して金融シンジケートを結成し、このシンジケートが、オーストリアの民間企業あるいは官営企業に対して、再建融資を提供すべきことが提案されている。その際ここでは融資の対価として、これら企業の株式の二〇%が要求されたのであつた。

「イギリスの金融シンジケートは、これら企業の株式を二〇%取得することによって、オーストリア企業の管理権をもつことになるであろう。このことによって直ちにシンジケートは、巨額のオーストリアの資産を手にし、それ故イギリスは、非常に巨大な、そして重大な商業的利益を中欧において獲得することになるのである」⁽⁴⁾。

またこの点に関して、一九一九年一〇月一三日付けのイギリス外務省文書では、金融シンジケートが、オーストリア政府の運営している鉄道やその他官営事業を担保にして、資金援助を提供すべきことが提案されている。すなわち、「オーストリア、とりわけウィーンの地位を考慮するならば、援助の手を差しのべないことは、あまりにも不貿明なことである。こうした援助は、商業シンジケートという形態で行うのが最善であり、その見返りとしてイギリスは、オーストリア政府に属するすべての動産・不動産についての抵当権、鉄道管理権、そしてその他の官営事業資産を譲り受けるこ

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（下）（三瓶）

とができるであろう。これによつてイギリスは、東欧へのカギを握ることができる。またこうしたことによつて我々は、もし援助が直ちになされなかつたならば、オーストリアで生じうるに違ひない社会不安を抑制し、また同時に、オーストリアやチエコ・スロバキアが、次々とドイツの方へ歩み寄るのを妨げることができるのである」。

ただしこうした金融シンジケートへの熱意にもかかわらず、当該期においては、その実現は極めて困難な状況にあつた。例えば一九一九年一〇月二十五日付けの外務省文書は、「オーストリアとの通商のために、その傘下に銀行組織をもつイギリス・シンジケートを結成すること」の重要性を強調しつゝも、同時にまた、オーストリア再建構想が直面している重大な障害について、以下のような整理を行つてゐる。

第一に、融資の対価として想定されている政府資産は、実際には適切な担保とはなりえないこと。すなわち敗戦国オーストリアの政府資産は、すでにサン・ジエルマン条約の下で、連合国によつて賠償金支払いの担保として完全に差し押さえられてしまつており、従つて「これまで主張されてきたような、政府に属する不動産への抵当権、鉄道管理権、その他の官営事業資産は、すでにその価値を失つてしまつてゐる」のであつた。さらにオーストリア国内政治の不安定な状況も、こうした政府資産の価値を一層不確定なものにしていった。そして第二に、イギリス側の充分な融資資金の欠如。これまで検討してきたようにイギリスの資金供給能力の低下は、一九二〇年代におけるイギリスの欧州再建構想を、常に根本において規定し続けた最大の問題であつたのだが、オーストリア支援の場合においても、こうした事態は同様であつたのである。「将来イギリスにとって、商業的に政治的に最も価値をもつであろう敗戦国での事業を行う際に、我々は日々毎日、そのための資金を探す困難に直面している」。そして「ヨーロッパの連合国と共同してさえ、与えられる資金は極めて限られたものなのであつた」。

このように、イギリスが自らの再建構想を実現するためには、まず第一に、融資に対する担保物件の確保、そのためのオーストリア賠償問題の解決、そして第二に、融資資金調達の問題、とりわけアメリカからの資金援助の確保が何よりも

重要であつたと言える。こうした問題は、最終的に英米戦債協定の合意によつてクリアされることになるのだが、しかしその際、英米の国際金融サークルによつて現実に着手されたオーストリア再建計画とは、このような産業金融を柱としたコンソーシアム構想ではなく、むしろオーストリアの信用システム全体のコントロールを目的とした、通貨再建構想である。それはまさしく、ジェノア会議でイギリスが打ち出したもう一つの政策構想である、国際金為替本位制構築の試みでもあつた。それでは次に、英米金融サークルが中心になつて推し進めようとしたオーストリア通貨安定化構想とは具体的にどのようなものであったのか、その内容を検討していきたいと思う。

(二) オーストリア通貨安定化構想

オーストリア通貨安定化構想の起点は、一九二一年三月のロンドン連合国會議において、イギリス代表バジル・ブラックett (大蔵省財務監督官 controller of finance) が提案した通貨安定化構想にあるであろう。この提案は、オーストリアにおける深刻なインフレと通貨崩壊を背景になされたものであるが、その内容は、以下の通りであつた。

第一に、オーストリアの経済復興を実現するためには通貨の再建が不可欠であり、従つて再建公債（外債）の発行によつて、早急にオーストリアの通貨安定化が実現されねばならないこと。第二に、こうした再建公債の担保を確保するため連合国政府は、賠償金に代わつて差し押さえているオーストリア政府資産の抵当権・先取特権を、ただちに解除・放棄すべきこと。そして第三に、こうした支援の代償としてオーストリア政府は、国際連盟が作成する再建プランを受入れるべきこと。その際この再建プランは国際連盟金融委員会が作成し、当該プランの下で、オーストリアの財政・租税・関税・発券等に関する広範な政策勧告が行われることになつていだ。⁽²⁾ すなわちイギリスの提案とは、国際連盟金融委員会主導の下で、オーストリア再建のための資金を国際的に調達し、この資金援助と引換えにオーストリア政府に対し、金融委員会の作成した再建プランの受け入れを要求するものであつたと言えるだろう。ただしこうした提案をめぐつては、他の連合国

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（下）（三瓶）

から、重大な批判が寄せられることになった。

第一に、抵当権解除に対するフランスおよびイタリアの反対。金融コンソーシアム構想で検討したように、オーストリア政府資産の抵当権解除は、対墺融資をまとめる上で決定的に重要な意味をもつものであったのだが、しかし会議では、オーストリア通貨安定化＝再建公債の発行を優先させようとするイギリスと、賠償金の確保を優先させようとするフランスおよびイタリアが対立し、結局この問題では合意が成立しなかつたのである。⁽⁵⁾

第二に、再建計画を担う中心機関をめぐる対立。すなわちここではフランスやイタリアが、国際連盟金融委員会をイギリスが支配する機関とみなし、むしろそれに代わって、イギリスのイニシアティブを抑制しうる、連合国最高会議による監督・主導を主張したのであった。例えばフランスの金融委員会メンバーであるアブノル Joseph Avenol は、国際連盟の管理があまりにも政治的であり、とくに連盟の金融委員会を通じてイギリスが、オーストリア再建のための国際資金をロンドンの管理下に置こうとしていると批判した。これに対しイギリスは、仏伊の国家利害が反映されやすい連合国会議からオーストリア問題を切り離し、むしろイギリス自身が統導する金融委員会へ、再建計画の主導権を移したいと考えていた。実際当時の金融委員会においては、バジル・ブラケット、オットー・ニーマイヤー Otto Niemeyer、ヘンリー・ストラコッシュ Henry Strakosch、アーサー・サルター Arthur Salter 等のロンドン金融界と密接な関係をもつたイギリス代表メンバーが、主導権を握っていたのである。その結果会議は、この問題をめぐっても紛糾することになったのであった。⁽⁶⁾

そして第三の障害となつたのが、融資資金調達の問題である。これは、イギリス案に対する他の連合国からの批判というよりもむしろ、イギリスの構想それ自体に含まれていた根本的な問題であったと言つてよい。このことに関しロイド・ジョージは、一九二一年一月二十五日のパリ連合国會議において、以下のような見解を述べている。すなわち、「問題はオーストリア再建のための資金が、どこから調達しうるかにある。…オーストリアは資金援助が無い限り、決して連合国によ

る財行政の外部管理を受入れようとしている。問題は資金なのだ。またパリ会議に参加したイギリス外務大臣カーボン George N. Carlson も、問題の本質を次のように指摘した。「オーストリアを救済する唯一の手段は、資金の供給である。しかし明らかに、オーストリアを助けようという意思の大きさと比べて、実際に与えられる資金の量は、あまりにも小さすぎるのである」^{〔12〕} このように、イギリスの通貨安定化構想にとつて資金調達問題は、たいへん大きな障害となつたのであり、それ故イギリス側は、モルガン・グレンフエル商会を通じて一九二一年末から二二一年前半にかけて、何度も繰り返しモルガン商会へ資金協力を打診したのであった。例えば一九二二年五月には、アングロ・オーストリア銀行、イングランド銀行、J・P・モルガン商会、そしてオーストリア大蔵大臣の四者による融資交渉がロンドンで行われて、^{〔13〕} いる。ただしこの時アメリカ政府は、すでにみたように、戦債問題が解決するまではヨーロッパ再建計画への資金援助に反対するという立場をとつており、モルガン商会も、こうした政府の姿勢に規定されて、資金協力の要請を退けたのであつた。

このようにイギリスの通貨安定化計画は、最終的にロンドン会議において挫折を余儀なくされることになつたのであるが、ただしその後オーストリアの経済危機が再燃する中で、当該計画は再び提起されることになる。このオーストリア経済危機は、一九二二年四月のジエノア会議の失敗と、それに続くドイツの経済危機を受けて発生したものであるが、この時オーストリアの通貨は、一九二一年一二月の一ドル＝五、一一七五クローネ Krone (戦前平価は一ドル＝四・九二クローネ) から、一九二三年六月には一ドル＝一八、九〇〇クローネへ、そして同年一二月には七〇、二五〇クローネへと大暴落し、国内の物価も、戦前の八、〇〇〇倍以上へと急騰していったのである。^{〔14〕} こうした状況をふまえ、一九二三年八月にロイド・ジョージは、ロンドン連合国会議であらためてオーストリア通貨安定化計画を提出する」となつたのである。この会議ではフランスとイタリアが、オーストリア経済の緊迫した状況を重視し、最終的には、抵当権の解除を含む国際連盟主導の再建計画に同意することになった。そして一九二三年一〇月四日には、連合国政府とオーストリア政府との間

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二年—一九二五年）（下）（三）瓶

に議定書が調印され、オーストリア政府は、国際融資と引換えに、国際連盟金融委員会主導の再建プランを受入れることを発表したのであった。⁽¹⁵⁾これにより残された障害は、融資資金調達の問題のみとなつたのであるが、一九二二年一〇月に新英首相ボードウェイン Stanley Baldwin が対米債務交渉を決断し、翌年一月に英米債務協定交渉が開始されると、この資金調達問題も一気に解決へと向かうことになったのであった。

すなわち一九二三年一月一五日には、イングランド銀行内において、J・P・モルガン商会の参加する国際銀行家会議が開催され、そこで六億五、〇〇〇万金クローネ（一億三、〇〇〇万ドルあるいは一、八〇〇万ポンドに相当）のオーストリア公債の発行が合意されることになったのである。その際当該公債の五〇%はロンドン市場で、二〇%はニューヨーク市場で、そして残りはヨーロッパ大陸市場で発行されることになったのだが、ロンドン市場ではモルガン・グレンフェル商会が公債引受け・販売のためのシンジケートを組織し、ニューヨーク市場では、J・P・モルガン商会が同様のシンジケートを組織することになった。そしてこのモルガン・シンジケートを通じたオーストリア政府債の発行は、その後一九二三年六月に、たいへんな成功をもつて終了することになる。⁽¹⁶⁾このようにオーストリアの通貨安定化は、イギリスの主導する国際連盟計画に、英米系マーチャント・バンカーが金融支援を行うという形で実現されていくのであるが、それは一体、この国際連盟金融委員会によって作成された再建プログラムとは、どのような内容をもつものであったのだろうか。次にこの問題を検討したいと思う。

すでに述べたように国際連盟金融委員会は、シティと密接な関係をもつたイギリス代表メンバーが主導している委員会であつたのだが、そこで作成された再建プログラムとは、まず何よりもオーストリア通貨の安定化を至上命令に、たいへん厳しい財政均衡・インフレ抑制政策をオーストリア政府へ要求するものであつたと言つていよい。その際プログラムの骨子となつたのは、以下の三点である。

第一に、二年以内における均衡予算の実現。ここでは、財政支出の削減と増税を中心とした財政改革が勧告され、さら

に金融委員会の任命する財務官が、こうした改革を監督することになった。

第二に、外債発行で調達された資金については、新たに任命される総監督官 Commissioner-General が、その管理・運営を行うことになった。この総監督官の任命権は国際連盟に帰属し、結果として、イングラム銀行総裁ノーマンの支持するアルフレッド・ジンメルマハ Alfred Zimmermann (ロツテルダム市長) が就任することになった。⁽¹³⁾ このした制度の目的は、外国人の総監督官をトップにしゃべるにより、オーストリア政府による外債資金の自由な使用を禁止し、オーストリアが得た融資資金を、専ら通貨安定化のためだけに使用させるることにあったとされるであろう。

そして第三に、政治から独立した、新しい中央銀行の創設。⁽¹⁴⁾ これは、大戦前のオーストリア・ハンガリー銀行 Die Österreichisch=ungarische Bank に代わって、オーストリア国立銀行 Die Österreichische Nationalbank が設立された。この中央銀行の最大の特徴は、政策決定機関から政府代表が排除され、代わりに、金融に精通した外国人顧問が任命されることになったことである。⁽¹⁵⁾ こうした政治から独立した中央銀行の創設は、インフレ抑制的な信用政策を実施し、オーストリア通貨の対外的価値を安定させる上で、たいへん重要な意味をもつものであつたろう。このオーストリア国立銀行は、二〇年間の紙幣発行独占権をもち、後には新通貨シリング Schilling (1 ヌル = 七・一〇七シリングに相当) を発行することになる。その際券券準備に関しては、一一〇～三〇・五% の正貨準備をもつことが規定され（最初の五年間が二〇%，以後五年ごとに二四%，二八%，三三・三% へと引上げられることになっていた）、それに基づきオーストリア国立銀行は、国際融資を原資に充分な通貨準備を整えることになった。実際準備率は、規定を大幅に上回り、一九二八年まで実に五〇% を下回ることはなかったのである。このような中央銀行制度の下でオーストリア通貨は、一挙に安定化へと向かうことになった。ただし、こでたいへん重要であったのは、正貨の規定が、「金または価値の安定した外国通貨」となつていたことである。この「価値の安定した通貨」とは、間違いなくボンドを念頭に置いた表現であり、すなわちこの正貨規定は、ボンドを通貨準備として受け入れさせることを意図するものであつたのである。実際オーストリア国立銀行

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二一一一九二五年）（ト）（三）概

は、圧倒的な比率で金よりも外貨による通貨準備をもち、ソレではドル以上に、相当のスターリング準備が保有される」とになった⁽⁴⁾。このように金融委員会が作り出そうとした新しい通貨制度とは、ポンドを金と同等の通貨準備とみなす、一種の金為替本位制であったと言えるであろう。そしてそれは、ジェノア会議でイギリスが追求した、国際金為替本位制構築の第一歩となるものに他ならなかつたのである。

以上が、英米金融協調によって実施された、オーストリア通貨安定化構想の中身である。「ここで要点をもう一度まとめるならば、それは、国際連盟という政治的中立機関を媒介しながら、自力で経済復興のできないヨーロッパ諸国に対し巨額の融資を提供し、その代わりに、通貨安定化を至上命令とした再建プログラムを、各國に受諾させて、こうとするものであつたと言えるであろう。その際、必要な場合には外部による監督を導入し、国内の政治的圧力からは完全に切り離された、「健全な経済原則」にのみ従う財政・中央銀行制度を確立して、ヨーロッパとするものであつたのである。それはまさしく、国内均衡以上に、通貨安定化という対外的均衡を、第一に優先させる仕組みを構築するものであつたと言えるだらう。そしてわざわざ、こうした通貨システム構築の背後には、金融的ヘゲモニーの維持・拡大という、イギリスの個別利害が同時に存在していた。すなわちイギリスは、シエノア会議で自らが提唱した金為替本位制の導入によって、ドイツの敗戦により経済的ヘギモニーの空白地帯となつた中・東欧を、ボンドを基軸通貨とする通貨圏へ新たに編成していくことをしていたと考えられるのである。そしてこのような国際金融業者やイギリスの政策構想がより明確に打ち出されたのが、ドイツの再建プランに他ならなかつた。それでは次に、ヨーロッパ再建の最大の要であつたこのドイツを取り上げ、英米金融協調による経済秩序の形成という観点から、ドイツ再建計画をあらためて検討してみたいと思ふ。

(一) "The advantages, commercial and political, of giving financial assistance to German-Austria," in Foreign Office, *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939* (ukt-DBFP-11), First Series, Vol.VI, pp.153-156.

- (2) Ibid., pp.154-155.
(3) Ibid., pp.155-156.
(4) Parrini, *op.cit.*, p.129; Michael J. Hogan, *Informal Entente: The Private Structure of Cooperation in Anglo-American Economic Diplomacy, 1918-1928*, Chicago, 1991. Repr. of 1977, p.60; Burk, *op.cit.*, p.139.
(5) "The advantages, commercial and political, of giving financial assistance to German-Austria," in DBFP, First Series, Vol.VI, p.154.
(6) "Letter from Mr. Butler (Vienna) to Lord Hardinge," in DBFP, First Series, Vol.VI, p.287.
(7) "Letter from Lord Hardinge to Mr. Butler (Vienna)," in DBFP, First Series, Vol.VI, pp.307-308.
(8) Ibid., p.308; "The advantages, commercial and political, of giving financial assistance to German-Austria," in DBFP, First Series, Vol.VI, p.154.
(9) Anne Orde, *British Policy and European Reconstruction after the First World War*, Cambridge U.P., 1980, pp.125-126; H. Clay, *Lord Norman*, Macmillan, 1957, pp.180-182; Hogan, *op.cit.*, p.61.
(10) Orde, *op.cit.*, p.127; Hogan, *op.cit.*, p.62; Clay, *op.cit.*, pp.183-184.
(11) Orde, *op.cit.*, pp.131, 145; H. Clay, *op.cit.*, pp.180-181; R.W.D. Boyce, *British Capitalism at the Crossroads 1919-1932*, Cambridge U.P., p.42; Hogan, *op.cit.*, p.62.
(12) "British Secretary's Notes of an Allied Conference held in the Salle de l'Hôtel de Quai d'Orsay, Paris, on Tuesday, January 25, 1921; at 11 a.m." in DBFP, First Series, Vol.XV, pp.20-28.
(13) Burk, *op.cit.*, p.140; Hogan, *op.cit.*, pp.63-64; Orde, *op.cit.*, pp.127-132; Clay, *op.cit.*, p.185.
(14) 横浜出金銀行調査課「日本諸国戰後の賃貸安便—廿六諸國の統一」[元]〔昭和二年九月一十九八頁。
(15) 同上。[昭和二年九月一十九八頁。Orde, *op.cit.*, pp.133-135; Clay, *op.cit.*, pp.185-186; Hogan, *op.cit.*, p.64.
(16) Orde, *op.cit.*, pp.142-144; Hogan, *op.cit.*, pp.64-66; Burk, *op.cit.*, p.141.
(17) Clay, *op.cit.*, p.186; Orde, *op.cit.*, pp.136; 横浜出金銀行調査課前掲書、[昭和二年九月一十九八頁。
(18) Clay, *op.cit.*, p.187; Orde, *op.cit.*, p.141.
(19) R. G. やベヤーナ「ヤハシカハナ銀行」一八九一～一九四四年止」(西川記述編訳) 東洋経済新報社、一九七九年、[昭和二年九月一十九八頁。初代外国人顧問はスイス人であり、以後オランダ人、イギリス人(C. R. ケイ)が務めるようになった。同上、[昭和二年九月一十九八頁。
(20) 横浜正金銀行調査課前掲書、四〇一、四〇五一四〇六頁及び第九九表。

〔三〕 ドイツの再建

（1） フランスの対独強硬路線の挫折

オーストリアと同様、ドイツ再建のイニシアティブを取つたのはイギリスであった。ただしイギリスの構想が本格的に展開するためには、すでにみたように、英仏協調路線の最終的挫折（一九二三年一月パリ会議）と、英米戦債協定合意による英米協調路線の確立を待たなければならなかつたのである。しかし一旦「債権国同盟」が成立すると、英米両国は、債務請求権を交渉の武器にして、対独強硬路線を堅持するフランスを抑えつけ、ドイツ賠償問題の解決とドイツ復興計画に着手していくことになる。ここではまずははじめに、英米両国が自らの金融力の行使によって、どのようにフランスの対独強硬路線を挫折させていったのか、その過程を明らかにしていきたいと思う。

まず第一に、フランスの独自路線を窮地に陥れた最大の原因是、通貨フランの暴落にあつたと言つてよい。一九二三年一月一日、パリ会議の決裂を受けてフランスは、賠償不履行を理由にルール侵攻を実施したが、しかしこのような軍事行動は、現実にはドイツ・マルクの崩壊とドイツ経済の破綻をもたらし、フランスの賠償金取り立てを一層困難なものにしていった。フランスはこれまで、ドイツによる賠償金支払いを担保に巨額の公債を発行し、国内再建事業を推し進めてきたのであるが、こうした賠償金支払いの停止は、フランスに巨大な財政赤字と深刻なインフレをもたらし、その結果フランの暴落を生じさせることになつたのであつた。実際フランは一九二三年末までに、戦前平価の $\frac{1}{4}$ 以下にまで下落し、その通貨価値の70%以上を失つてしまうことになる。当時フランス政府にとって通貨価値の維持、とくにフランの戦前平価への復帰は、対独国境の安全保障とともに、戦後のあらゆる政権によつて繼承された国策であったのだが、こうしたフラン相場下落の中で、ついにボアンカレ政権は、フランを支えるための資金援助を英米国際金融業者に打診することになつたのである。⁽¹⁾

こうしたフランスの要請に対し、しかしながら英米の反応は冷淡であった。すなわちモルガン商会は、賠償問題に対するフランスの態度が変わらない限り、フランを支える資金援助はできないと返答し、またイギリス政府も、フランスが賠償問題に対してより協調的な態度を示さないのであれば、早急に対英戦争債務を返済すべきことを示唆したのであった。このように英米両国は、フラン危機を賠償問題解決の好機として利用しようとしたのであり、それ故イギリスやアメリカの政府及び国際銀行家は、こうした外国為替市場でのフラン下落を放任し続け、むしろフランの下落を「期待し、それを祈つた」のであつた。⁽³⁾

このよだな状況の中、ついにフランスは妥協を決断し、一九二三年末には賠償問題の協議に応じる」とになる。そしてその結果、連合国賠償委員会の要請の下で、一九二四年一月に設置されることになったのが、「ドイツの資源および能力を調査する」国際専門家委員会である。この時アメリカは、政府代表による公式の参加は拒否したが、米国民間人の参加を表明し、こうして英米両国がともに参加する国際委員会の下で、ドイツ再建計画が打ち出されることになったのである。この専門家委員会は、第一委員会および第二委員会という、二つの委員会から構成されていた。そして両委員会は、一九二四年四月までに、政策勧告のついた報告書を連合国賠償委員会に提出することになつていて。第一委員会は、通称「ドーズ委員会」と呼ばれるものであり、このでは賠償問題の解決案を含め、ドイツの経済安定化に関する全体構想が検討される」となつた。第一委員会のメンバーは一〇人であり、英、米、仏、伊、ベルギー五カ国から二名の代表が参加し、この委員会の下でいわゆる「ドーズ案」が作成されることになる。第一委員会の委員長はアメリカのチャールズ・ドーズ Charles G. Dawes である。彼は、シカゴの親モルガン的な銀行家であり、大戦期のJ.P.モルガン商会による連合国融資に際して、シカゴの金融界の中で唯一、モルガン商会を支援した人物でもあつた。もう一人のアメリカ代表はオーエン・ヤング Owen D. Young ある。彼は、ジェネラル・エレクトリック(GE)社取締役会長を務め、ニューヨーク連銀の理事となつた人物である。この二人のアメリカ代表は、非公式に、ニューヨークの国際金融界(J.P.モルガン

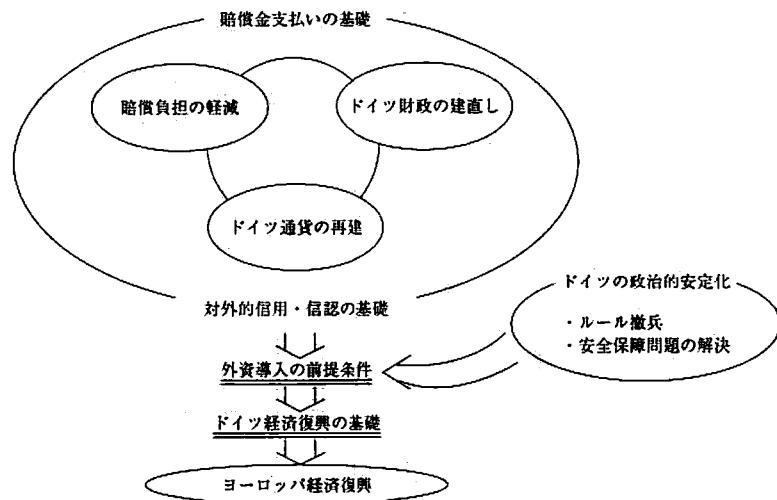
英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二一—一九二五年）（下）（三）概

商会のトーマス・ラモン Thomas W. Lamont やニューヨーク連銀のストロング) ならびに國務省と、緊密な連携をとりながら委員会に参加した⁽¹⁾。これに対しイギリスの代表であったのが、ロバート・キンダースレー Robert M. Kindersley およびサイア・スター Josiah C. Stamp である。キンダースレーは、ラザード・ブライアーズ商会 Lazard Brothers and Co. の頭取であつたが、イングランド銀行理事であり、またスタンプは、内国歳入局の事務次官補 assistant secretary を務め、後にイングランド銀行理事になる人物である。名著「イングランド銀行」の著者である R. セイヤーズ Sayers は、ドーズ案の主たる起草者が、このイギリス代表スタンプであつたこと、またドーズ案の作成が、実際にはイギリスのイニシアティブの下で行われたことを指摘している⁽²⁾。他方第一委員会は、通称「マッケナ委員会」と呼ばれ、こゝでは主に、逃避資本をドイツへ還流するための方法が検討されることになった。第一委員会は、英、米、仏、伊、ベルギー各一名の五人のメンバーから構成され、委員長は、ミッドランド銀行 Midland Bank 頭取である、イギリス代表のレギナルド・マッケナ Reginald McKenna が務める⁽³⁾ことになった。このようにドイツ再建計画は、英米の国際金融界および中央銀行家の主導の下で、強力に推し進められることになったと言えるであろう。

一方フランスによる賠償問題協議への参加を受けて、一九二四年三月、英米の金融業者はフランス政府に対し、フランスを支える金融支援を行つた。J. P. モルガン商会は、國務省の承認の下で、外國為替市場への介入資金として一億ドルの短期信用（六ヶ月返済）をフランス政府に供与し、またイギリスのラザード・ブライアーズ商会も、同様に五〇〇万ポンドの信用を供与したのである。ただしその際モルガン商会は、今後フランス政府によつて短期信用の延長やさらなる追加融資が求められる場合、それを可能にする条件が、ドーズ委員会報告書のフランス政府による受諾であることを明確に表明したのであつた⁽⁴⁾。

最終的に一九二四年四月、第一委員会が連合国賠償委員会に報告書を提出し、いわゆる「ドーズ案」が発表される⁽⁵⁾ことになる。このドーズ案の全体的枠組みについては、図4のようにまとめられるであろう。まず第一にそゝでは、ドイツの

図4 ドーズ案の全体的枠組み



賠償金支払いの基礎が、①賠償負担の軽減、②破綻したドイツ財政の建直し、③ドイツ通貨の再建にあることが主張されたのである。この三者は、相互に切り離すことのできない一体性をもつた問題であると同時に、対ドイツ金融支援を実現するための不可欠の条件でもあつた。すなわちこれら三つの政策を実現することによって初めて、ドイツ経済に対する対外的信用が回復し、こうした信認確保によってのみ、ドイツへの外資導入の道が開かれることになると考えられたのである。そしてこの外資導入こそが、ドイツ経済復興のカギであり、最終的には、ヨーロッパ全体の経済復興を導く要であると構想されたのであつた。すなわちドーザー案とは、単なる賠償削減計画ではなく、国際資本導入の条件整備を本質的な課題とした、ドイツ復興プログラムであつたと言えるだろう。それ故ここではまた、外資導入という視点から、ドイツの政治的安定化が最重要視されたのであり、そのためにフランスのルール地方からの撤兵が、緊急な課題として要請されることになつたのである。⁽¹⁾

具体的にこのドーザー案は、以下のような四つの柱から構成されていたと言えるだろう。すなわち、①新賠償計画の提示、②通貨安定化の責任をもつ新中央銀行の設立、③賠償計画、通貨安定化、財政再建の資金的基礎となるドーザー公債の発行、そして④ドイツへの軍

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（下）（三）

事的制裁の禁止、である。

新賠償計画においては、賠償負担の軽減が模索され、ドイツの支払い能力に見合った、年次賠償支払い額の確定が試みられた。具体的には、基準年次支払い額を三七億金マルク（ロンドン支払い計画）から二五億金マルクへと引下げ、その支払いを五年後から実施すべき」と、さらにそれまでは部分的なモラトリアイムが認められるべきことが勧告された。また新計画のもう一つの特徴は、トランസファー委員会 Transfer Committee（賠償金引渡し委員会）が設置されたことである。これによりドイツ政府は、以後自国通貨で賠償金を当該委員会に振込むことになり、振込まれたドイツ・マルクを外為市場で外貨に替え戦勝国に送金する義務は、このトランｽファー委員会が負うことになった。この賠償金引渡しの総責任者として総監督官 Agent-General for Reparation Payments が任命されることになり、初代総監督官には、アメリカのオーエン・ヤングが、そして二代目には、米財務省次官バーカー・ギルバート Parker Gilbert が選出された。このトランｽファー委員会は、外貨調達問題からドイツ政府を解放し、ドイツ・マルクの安定化を最大限に優先させながら、為替市場の状況に応じて賠償金の引渡しを行うことを目的とするものであった。他方ドーズ案の要である国際融資に関しては、約八億金マルク（四、〇〇〇万ポンドあるいは一億九、〇〇〇万ドルに相当）の外債発行が勧告されることになった。そしてドイツへの軍事的制裁の禁止に関しては、報告書では具体的な明言はなされていないけれども、フランス軍のルール地方からの即時撤退、並びに将来ドイツが賠償不履行になつた際にも、フランスによる一方的軍事行動が禁止されるべき」とが求められた。⁽³⁾

その後一九二四年七月には、こうしたドーズ案の採択をめぐり、ロンドン連合国会議が開催されることになる。この時アメリカは、オブザーバーとしてのみ参加したが、同案調印に向けてイギリスと協調しながら、フランスに対し圧力を行使していくことになる。すなわち会議では、ドイツへの軍事的制裁の禁止をめぐりフランスが激しい抵抗を試みたのであるが、これに対してモルガン商会は、フランス政府にあらためて信用供与の条件を提示し、ドーズ案の受託を迫つたので

ある。「ドイツの復興とアメリカからの融資」、あるいはその拒否による「ドイツの崩壊とフランスが『安全保障』と呼ぶもの」、どちらを選択するのかモルガン商会は問い合わせた。最終的にフランス政府は、フラン減価と短期債務の返済に直面しながら、ドーズ案の受け入れ、並びに一年以内におけるルールからの撤兵に同意することになる。さらに将来の軍事行動に関するも、以下のような英米案を受入れることになった。すなわち、①賠償不履行に対する制裁実施は、賠償委員会の全員一致を条件とすること、②それに不服の場合には、アメリカ人が委員長を務める裁定委員会に決定を委ねること、というものである。この案は実質的に、フランスによる軍事行動を不可能とするものであつたと言えるだろう。最終的にドーズ案は、一九二四年八月三〇日に、ドイツと連合国双方によって調印されることになる。そして同年一一月、フランスのドーズ案受諾を受けてモルガン商会は、フランス政府に長期融資を提供し、債務返済と通貨下落の圧力からフランスを一時的に解放することになる（そこでは政府短期債務が二五年返済の長期公債へと借換された）。ただし同時にフランス政府は、今後追加融資を求める場合、さらに対米戦債協定交渉に着手しなければならないことを提示された。⁽⁸⁾

このようにして、英米国際金融界の圧力の下でフランスの独自路線が挫折し、ドイツの再建計画が本格的に開始されることになったのであるが、それでは、「ドーズ案」として結実することになったドイツ再建計画とは、一体どのような経済秩序をドイツにもたらそぐとするものであったのか、次にこの問題を考察してみたいと思う。

(2) ドイツ通貨安定化計画

すでに述べたように、ドーズ案は主に四つの柱から成っていたのであるが、新賠償計画とフランスによるルール撤兵が合意された後、ドイツ再建計画にとって残された課題は、以下の二つになったと言えるだろう。すなわちそれは、①ドイツ復興の資金的基礎となるドーズ公債の発行と、②ドイツ・マルクの安定化を保証する新中央銀行の設立である。ここではこの二つの問題に焦点を当てながら、英米主導によるドイツ再建計画の特徴について検討していきたい。

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（下）（三瓶）

まず最初にドーザ公債の発行であるが、一九二四年一〇月一〇日に、イングランド銀行内で国際銀行家たちによる調印が最終的に済まされ、その結果、八億金マルク（四、〇〇〇万ポンドないし一億九、〇〇〇万ドルに相当）の二五年償還七%利付きドイツ公債が発行されることになった。その際 J. P. モルガン商会が、アメリカ・シンジケートを結成し発行額の約六〇%を引受け、イングランド銀行が全体額の三〇%を、そして残り一〇%については、フランス、スイス、オランダ、ベルギー、スウェーデン、イタリアの各銀行が、それぞれ分担して引受けことになった（ただし大陸諸国の分担部分については、その大部分がボンド建てで発行されることになる）。このようにドーザ公債の発行は、事実上、英米両国の金融業者によって担われたと言つてよい。そしてオーストリア公債と同様ドーザ公債の募集も大成功に終わり（ニューヨークでは一〇月一四日、ヨーロッパでは一〇月一五日に発行）、ドイツは、外債発行で調達した資金をもとにして、賠償金支払い、財政再建、そして通貨安定化＝新中央銀行の設立を行つていくことになる。⁽¹²⁾

それでは、ドーザ公債資金によつて設立された中央銀行の特質、あるいはまた、当該中央銀行によつて運営されるドイツ通貨制度の特質とはいかなるものであったのだろうか。まず中央銀行については、五〇年間の紙幣発行独占権をもつ、新しいライヒスバンクが設立されることになった。このライヒスバンクの最大の特徴は、「国内の政治的圧力から自立」、健全な経済原則にのみ従う中央銀行」という理念の下で、外国人金融専門家の中央銀行運営への参加が、制度的に確立されたことである。すなわちライヒスバンク理事会とは別に、外国人が半数を占める監事會 General Board が設置（一四名で構成）されたのであった。この監事會は、中央銀行總裁の選任権、選出理事の承認権、銀行券の発行・準備率の決定権といった、中央銀行運営にとつてたいへん重大な権限を有するものであり、またその長である代表監事 Commissioner of the Reichsbank も、外国人メンバーから選出されることになつていて。この外国人監事は、英、米、仏、伊、ベルギー、オランダ、スイスから一名づつ選出されることになつておらず、イギリスからは、イングランド銀行理事のチャールズ・アディス Charles Addis が選出されている。⁽¹³⁾このようなライヒスバンクの組織は、国内均衡を主張す

るドイツ国内の政治的圧力を退け、あくまでも対外均衡重視＝ドイツ・マルクの安定化を最優先させていくための、制度的保証を確保しようとするものであつたと言えるだろう。そしてさらに、こうした中央銀行によつて運営される通貨制度に關しても、オーストリアの場合と同様、金為替本位制的システムが導入されることになったのである。

このドイツの通貨制度をめぐつては、当初その本位制をめぐつて、英米間の対立が存在していた。すなわちイギリスは、ポンドを金本位制に復帰させるまでは、あくまでもドイツ・マルクを金本位制とは別の形で安定化させようと考え、そのようなドイツの通貨制度として、ポンドを正貨準備とする「スターリング本位制」を主張したのであつた。イギリスがこうした制度を求めた理由は、以下の通りである。

第一に、戦後においてドイツ資本は主にロンドンに逃避し、その結果、巨額のスターリング残高が形成されることになったこと。すなわち、もしイギリスよりも先にドイツが金本位制に復帰するようになるとすれば、このロンドン残高のかなりの部分が、安定したドル＝マルク関係に規定されて（当時アメリカは唯一の金本位国であった）、ニューヨーク残高へと切り換えられてしまい、ロンドンから大規模な資本流出を生み出す可能性をもつていたこと。第二に、この時点でもしマルクが金本位制に復帰するようになれば、ドーザス案によつて回復が見込まれるドイツの対外貿易も、フロート下にあるポンド・スターリングではなく、安定した金本位通貨ドルとマルクによって行われることになり、ロンドンを経由しないものになつてしまうこと。すなわち金本位通貨ドルとマルクにはさまれてポンドは、ドイツのみならず東・中欧、さらにはヨーロッパ全体において、基軸通貨としての可能性を完全に失つてしまうであろうことがここでは危惧されたのである。言い換えればイギリスは、ドイツ通貨の自立性を抑え込むことにより、自らの金融力やヨーロッパにおける国際通貨ポンドの地位を、維持・拡大していくとしたと言えるであろう。もし逆にドイツ・マルクが「スターリング本位制」に基づづけられることになれば、ドイツの逃避資本はロンドンに維持され続け、またドーザス公債によつて調達されるライヒスバーンクの通貨準備も、ロンドン残高としてイギリスへ吸収されることになるであろう。そしてさらにドイツの通商も、

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（下）（三版）

ロンドンの貿易金融と結びつくことになるはずであった。したがつて、「ヨーロッパの通貨は、金よりもスターリングを基礎とすることによってより良く安定する」というノーマン総裁の発言は、こうしたイギリスの構想を背後にもつものとして認識されなければならないだろう。⁽¹²⁾

これに対しアメリカは、こうした「スターリング本位制」を認めず、あくまでもドイツ・マルクを金本位制に基礎づけることを主張した。アメリカは、金本位制に基づくヨーロッパ通貨の再建こそが、ヨーロッパ経済および貿易を回復させる、そして最終的にはアメリカの貿易を拡大させる、最善の手段であると認識したのであり、そのためにはむしろドイツ・マルクを金本位制に基礎づけることによって、イギリスやその他のヨーロッパ諸国の危機感をあまり、これら諸国が金本位制に復帰せざるをえない状況へと導いていくことができると考えたのであつた。⁽¹³⁾

この本位制をめぐる問題については、最終的に英米間において妥協が成立する。すなわちそこでは、ドイツ中央銀行の発行する新通貨「ライヒスマルク」Reichsmark に関して、まずその正貨準備率を四〇%というかなり高い水準に設定し、そしてこの通貨準備のうち $\frac{3}{4}$ は金で、残り $\frac{1}{4}$ は外国為替で保有するべきことが規定されたのであつた。このことは、ボンドの地位を最大限に強化する「スターリング本位制」の挫折を確かに意味するものであつたが、しかし同時に、外国為替の保有が認められたことは、通貨準備としてボンドを受入れることを承認するものでもあつたと言つてよい。すなわちオーストリアと同様ドイツにおいても、一種の金為替本位制が導入されることになつたと言えるのである。最終的にこのような通貨制度は、一九二四年八月三〇日の新貨幣法・新中央銀行法によつて法的に確認されることになつた。⁽¹⁴⁾ そしてこうしたドイツの金本位制復帰を受けて、直ちにイギリス自身も、国際通貨ボンドの地位を固持するため、金本位制の復帰に着手していくことになる。その際アメリカは、ニューヨーク連銀およびモルガン商会が中心となつて、こうしたイギリスの金本位制復帰を全面的に支援していくことになるのであつた。

以上が、英米金融協調によるドイツ再建計画の内容であるが、その全体的枠組みは、オーストリアと同様に、外資導入

と通貨安定化を至上命令とした復興計画であったと言えるであろう。ただしドイツの場合には、その経済的重要性にかんがみ、より厳格な外部管理システムが導入されることになったのである。トランシファー委員会や総監督官、そしてライビスバンク監事會などがこうした例である。特にライビスバンクは、非常に高い通貨準備率の設定にもみられるように、反インフレ的信用政策の確保、すなわち通貨安定化=対外均衡こそを最優先の課題として運営されるよう方向づけられていたと思われるのである。それ故「中央銀行の政治的自立性」という原則は、決して価値中立的な金融・財政学の一般原理なのではなく、むしろグローバルな世界経済秩序の下へヨーロッパを統合するために、英米の国際金融サークルが必要とした「ゲームのルール」に他ならなかつたと考えられるのである。また中央銀行によって維持されるこうした通貨システムは、ヨーロッパへの資金導入の不可欠の条件であるとともに、国際金融業者にとっては、自らが調達した投資資金を、借り入れ国に間違いなく返済させるための不可欠の条件でもあったのである。また同時に、ヨーロッパ経済に占めるドイツの重要な地位は、イギリスをして、「スターリング本位制」というかなり露骨な形の「ボンド体制」構想を打ち出させることになった。こうした構想は、アメリカの反対の下で挫折することになるが、しかしその一方でイギリスは、より穏やかな「ボンド体制」の一形態である金為替本位制に、ドイツを包摂することに成功したのであつた。そしてこうしたドイツにおける金為替本位制の確立は、直ちにボンドの金本位制復帰を、イギリスの緊急な課題として浮かび上がらせることになる。すなわち、ボンドを最高通貨とする国際金為替本位制を完成させるためには、その制度的前提として、まず何よりもボンドの金本位制復帰が要請されたのであつた。それでは最後に、英米金融界のヨーロッパ再建計画を締めくくる三つの事例として、このボンドの金本位制復帰の問題を取上げてみたいと思う。

(1) 大島堅造「最近の為替と国際金融」一元社、一九三五年、[三三三]-[三三三]頁、鳥谷一生「一九二〇年代、フランス銀行の通貨・金融政策」「社会科学」第三九号、一九八七年、一四一-一五頁; H.L.Shepherd, *The Monetary Experience of Belgium, 1914-1936*,

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二三—一九二五年）（下）（三瓶）

〔4〕 ポンドの金本位制復帰

ボンドの金本位制復帰をめぐっては、周知の通り、イギリス国内においてたいへんな論争が繰り広げられた。とりわけ議論の焦点となつたのは、ボンドを戦前平価（一ボンド＝四・七八ドル）で復帰させるべきか否かという問題であった。この点についてイングランド銀行総裁ノーマンは、当初から戦前平価での復帰を意図していたと言える。すなわちノーマンは、戦前平価復帰に向けて、下落したボンド相場を引上げるために、対外貸付けの自粛を金融界に促すとともに、外資を引き付けるための公定歩合引上げ政策を実施していくのである。こうした方向性を確定させることになったのが、一九

「五年一月五日に発表された、「通貨およびイングランド銀行券発行に関する委員会」 Committee on the Currency and Bank of England Note Issues の政策勧告であった。すなわちそいでは、ボンド・ペスターイングを直ちに戦前平価で金本位制に復帰すべきことが提示されたのである。⁽¹⁾

しかしこうした通貨政策は、ケインズ J.M.Keynes によって厳しい批判を浴びせられることになる。ケインズは、戦前平価での金本位制復帰が、国際短資引き付けのため高い利子率を必要とするだけではなく、同時にボンドの過大評価をもたらし、その結果イギリスの産業と雇用に対しても、たいへん重大な悪影響を及ぼすことを主張したのであった。それはまことに、「生産者国家」を重視する立場からの「金融國家」批判であつたと言えるであろう。

これに対しシティの金融界は、次のような反論を開いた。例えばウエストミンスター銀行頭取ウォルター・リーフ Walter Leaf は、「減価されたボンドは、二つの強力な金本位通貨、すなわちドルとマルクにはさまれて、国際金融の分野から締め出されてしまうであろう。産業と雇用にいかなる犠牲を強いようとも、イギリスは金本位制に復帰しなければならない」と主張した。またアラッドベリー、ニーマイヤー、ホートリー R.G.Hawtry とこつた、政府内の国際金融界の大立物も、以下のような見解を提示している。すなわち、旧平価での金本位制復帰のみが、ロンドン金融界の長年の経験と結びついて、ロンドンの弱体化した金融的地位を回復させることができるのであり、それ以外のいかなる政策も、世界の商業・金融の中心地を「恒久的にそして完全に」ロンドンからニューヨークへと移動させてしまうであろう。長期的にみればボンドの金本位制復帰は、イギリスの産業と商業にとっても利益となるのである。そしてボンドの信認強化によってイギリスは、アメリカの資金援助による国際商業の復活から、最大の利益を得ることができるのである、と。またノーマン自身も、後にマクミラン委員会（一九三〇年）において、次のような証言を述べてゐる。すなわち、「国内状況に対する不利益は、対外的ポジションの利益と比べれば、わずかなものである。…我々は、今おかなりの程度、【世界の銀行】なのである。我々は、巨大な国際商業活動を手にしており、そこからイギリスは、たいへんな利益を得ていると信じ

表1 ヨーロッパにおける通貨安定化・国際金為替本位制の展開

(1) 英米金融支援によって通貨安定化が実現された国

1923年	オーストリア	1926年	ベルギー、ブルガリア
1924年	ハンガリー、ドイツ	1927年	イタリア、ポーランド
1925年	イギリス	1928年	エストニア、ギリシア

(2) 金為替本位制受入国（イギリス以外の上記諸国をすべて含む）

1922年	ラトビア、リトアニア	1926年	フィンランド、チェコ・スロバキア、
1924年	ダンチヒ		フランス（1928年に金本位制移行）
1925年	アルバニア、スイス	1928年	ポルトガル
		1929年	ルーマニア

典拠) 横浜正金銀行調査課『歐州諸国戦後の通貨安定—中小諸国の部一』1930年、別表A1及びA5より作成

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九三五年）（下）（三類）

ている。我々は、巨大な世界市場、自由な金市場、自由な為替市場を維持しており——それはおそらく世界で最も自由なものであるが……そしてそこから生み出される信認と信用は、長期的にみれば、金融や商業利害とともに、商業利害にとっても大きなものである」と。このように、戦前平価でのポンドの金本位制復帰は、イギリスの「金融國家」としての観点から、強力に推し進められることになったと言えるであろう。そしてこうしたイギリスの政策は、J・P・モルガン商会やニューヨーク連銀といった、アメリカの国際金融界の支援によって、達成されていくことになるのである。

すなわち第一に、ニューヨーク連銀総裁ストロングは、その公定歩合を常にロンドンの利子率よりも低く維持することに合意した。このことは、国際短資をニューヨークからロンドンへ向かわせることによって、ポンドの对外ポジションを強化しようとするものであり、また同時に、ニューヨークにおける低利の長期融資を可能とすることによって、ヨーロッパ向けの復興資金を積極的に供給しようとするものであつた。実際ニューヨーク連銀の公定歩合は、一九二四年四月の4%から、六月には3・5%へ、そして八月にはさらに3%へと引下げられることになる。こうしたニューヨーク連銀の連続的な公定歩合引下げ政策は、最終的にニューヨーク・ロンドン間の利子率の高低を、完全に逆転させることになつた。

そして第二にニューヨーク金融界は、直接的な資金援助も行った。例えば

ニューヨーク連銀は、イングランド銀行に対し二億ドルの信用供与を申し出しており、またモルガン商会も、自らを幹事行とする米銀シンジケートを結成し、英政府に対し一億ドルの信用供与を約束した。結果としてこれらの信用は、イギリス側によつて使用されることはないがたれども、しかしこうしたアメリカによる援助の表明それが自身が、スターリングに対する信認を強化し、外国短資をロンドンに引き付ける上で重要な役割を果たすことになった。⁽³⁾

こうして英米金融協調の下で、最終的には一九二五年四月二八日、ついにイギリスは金本位制へと復帰することになる。このポンドの金本位制復帰は、オーストリアに始まりドイツに至る、英米金融協調に基づくヨーロッパ通貨再建過程の、一つの総仕上げとも言える画期であり、そしてまた、英米主導によるヨーロッパ経済秩序再建の、新たな出発点となるものでもあつた。すなわちポンドが金本位通貨としての地位を獲得することにより、ジェノア会議以来イギリスが構想してきた国際金為替本位制が、表1に示される通り、その後ヨーロッパを中心に、いよいよ本格的に展開されていくことになるのである。

- (1) ヤイヤーズ、前掲書、第七章; Chandler, *op.cit.*pp.292-293.
- (2) Hogan, *op.cit.*p.76. 戦前期におけるケインズの対外経済政策構想については、是非とも岩本武和『ケインズと世界経済』岩波書店、一九九九年を参照。
- (3) Hogan, *op.cit.*pp.74-75; Clarke, *op.cit.*p.74.
- (4) Chandler, *op.cit.*pp.303-306,322-324,330-331; Hogan, *op.cit.*p.73; ヤイヤーズ、前掲書、一九二一一九三〔頁〕。
- (5) Hogan, *op.cit.*p.73; Chandler, *op.cit.*pp.312-317,321; Clarke, *op.cit.*pp.81-82.

六 おわりに

以上、英米金融協調という観点に基づき、ジェノア会議からポンドの金本位制復帰に至る、戦後ヨーロッパの再建過程

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二一—一九二五年）（下）（三編）

をみてきたが、ここでは最後に、若干の展望を述べることにより本稿の結びとしたい。

まず戦後ヨーロッパの再建とは、イギリス政府およびロンドン金融界の政策的イニシアティブによつてその全体的枠組みが描き出され、そしてニューヨーク金融界の資金協力の下で現実には推し進められることになつた、新経済秩序の構築過程であったと言えよう。そしてこの点で戦後の経済秩序は、イギリスのリーダーシップを主軸に、アメリカをジュニア・パートナーとして作り出されたものであつたと考えられるのである。

その際イギリスの再建構想は、ジエノア会議で示されたように、二つの内容をもつものであつた。第一にそれは、国際金融コンソーシアム構想であり、この構想は、ヨーロッパ諸国への産業復興金融、鉄道等輸送設備の建設支援、通商再開のための貿易信用を行おうとするものであつたが、言い換えるならばそれは、いわゆる「開発援助」的な性質をもつ金融支援構想であつたと言えるであろう。こうした国際金融組織による「開発援助」という構想は、第二次大戦後の「世界銀行」World Bank の機能を先取りするようなものであつたと考えられるのであるが、ただし一九二〇年代の復興計画においては、こうしたプランは主流とはならなかつたのである。

それに代わつて中心を占めことになつたのが、第二の構想であるヨーロッパ通貨安定化構想、すなわち国際金為替本位制構想であつた。ここでは安定した通貨システム構築のため、国際的に調達された資金は、英米金融サークルの采配の下、自力救済が困難となつたヨーロッパ諸国へ向けられることになつたのだが、こうした国際銀行家集団の機能は、キャサリン・バーク Kathleen Burk が示唆しているように、第一次大戦後の世界において、IMF的機能を果たすものであつたと言えるであろう。⁽¹⁾ その際英米金融サークルは、再建融資と引換えに、厳格な財政均衡プログラムや信用抑制的な中央銀行制度を借りれ国に導入していくとするのであるが、こうした外部による財政・信用システムの管理という方法もまた、IMFによる「構造調整プログラム」の実施という形と、根本において同じ性質のものであると考えられるのである。そしてこうした外部管理の導入によつて国際金融サークルが実現しようとしたものとは、ボンド並びにドルを（実

際には出来る限りボンドを）最高通貨とする、国際通貨システムの制度化であつたと言えるであろう。また「中央銀行の政治的自立性」や「中央銀行間協力」といった経済原則も、このような英米金融界主導の国際通貨体制構築の中で生み出された、歴史的産物であつたようと思われるるのである。

ただしこうした形で行われたヨーロッパ再建に対するは、第一にヨーロッパ諸国の側から、様々な政治的反発が引き起こされる事になる。とりわけドイツやフランスは、このような英米金融界主導のヨーロッパ再建を、「アングロ・サクソン的経済秩序」の強制として受止め、その結果とりわけ一九二九年恐慌後、英米の金融力が急速に後退する中で、新たなヨーロッパ経済秩序の創出を求めて自己主張をしていくことになるのである。すなわちドイツにおいては、戦後秩序からの解放が唱えられ、暴力的手段を伴つた「ナチス広域經濟圏」が追求されることになり、またフランスでは、ボンドを支配通貨とする金為替本位制的通貨システムが拒絶され、一九三三年には、フランス、ベルギー、オランダ、スイスを中心メンバーとする、「純粹な」国際金本位制の復活を目指した「金プロック」が、結成されることになつたのである。

こうした英米金融協調に対する批判は、同時にアメリカ内部からも展開されることになつた。すなわちウォール街国際金融界の経済的コスマボリタニズムに対しては、連邦議会や商務省を中心に、経済的ナショナリズムが対峙することになる。例えば議会は、フォードニー・マッカンバー関税法（一九二二年）やスムート・ホーリー関税法（一九三〇年）のような高率保護関税体制を打ち立て、ドイツをはじめとしたヨーロッパ諸国からの輸入を遮断しようと試み、また厳格な戦争債務の返済を実現するため、戦債協定未締結国に対する対外融資の禁止を行政府に求めたのである。このような議会の一国主義的政策は、戦後復興に苦しむヨーロッパ諸国から、その富を一方的にアメリカへ吸収しようとするものであつたと言えよう。また商務省も、とりわけフーバー長官の下で、ドイツ及びヨーロッパ産業の復興に向けられる国際融資に対して、アメリカ産業との競合という観点から批判の目を向け、そして同時に、ヨーロッパへのアメリカ資本の巨大な流出に関しても、国内産業の資金調達を妨げるものとしてその規制を求めようとしたのであつた。⁽³⁾さらにニューヨーク連銀の

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九三五年）（下）（三編）

対英協調を基礎にした公定歩合政策についても、シカゴをはじめとする他の連邦準備銀行から、激しい批判を引き起こすことになる。⁽¹⁾このように戦間期アメリカの対外経済政策は、常にコスモボリタニズムとナショナリズムの政治的バランスの上に展開することになるのであるが、しかし大恐慌以後においては、明らかに後者の政治的発言力が強化されていくことになる。すなわち産業復興法や農業調整法のような形でニューディール政策が開始され、一国主義的国内経済復興政策が主流に置かれるようになると、国際協調主義的路線は後退し、特にニューヨーク連銀やJ.P.モルガン商会等の国際金融界の影響力が減じられると、こうした傾向は一層拍車をかけられることになったのであった。そして他方イギリスも、一九三一年の金本位制離脱を画期に、ヨーロッパ経済秩序の維持についてそのイニシアティブを最終的に放棄し、むしろ「スターリング・プロック」という形で、ヨーロッパの外部において、自らの金融的経済的ヘゲモニーを追求していくことになるのである。

こうして英米金融協調による戦後ヨーロッパ経済秩序は、最終的解体をむかえることになるのであるが、このような世界市場のプロック化が乗り越えられ、再び世界経済統合が実質的に開始されるには、第二次世界大戦後の新たな段階を待たねばならない。⁽²⁾ただしその際、ヨーロッパをはじめとする世界経済秩序の再建は、もはやイギリスのイニシアティブの下ではなく、何よりもアメリカのイニシアティブと資金力によって推し進められていくことになるのである。すなわち、一九二〇年代の英米金融協調によって生み出された経済的コストモポリタニズムは、次第に「アメリカ的 세계經濟秩序」の形成という衣をまといながら、イギリスからアメリカへとその重心を移し、よりグローバルで自由主義的な世界市場の統合を追求していくことになるのである。

(1) Burk, *op.cit.*, p.139.

(2) ハーバーは、アメリカの工業製品輸出の促進と、安価な工業原料の調達を対外経済政策の中心にすえて、対外融資の規制を主張

した。すなわち第一に、工業国への融資は、外国の競争者、とりわけドイツの工業力を強化するとともに、本来アメリカの生産者に利用されるべき資本を上げてしまうこと、そして第二に、原料供給国への融資は、価格引上げにつながるカルテルの組織化に使われる可能性をもち、最終的にその負担は、アメリカ産業に転嫁されてしまうことが主張された。こうしたフーバーの政策志向は、次の言葉の中に最もよく示されている。「アメリカの鉄道に使われる一〇億ドルは、アメリカの外部で使われるよりも、二倍以上のアメリカ人への雇用、アメリカ産業への利益、アメリカ農民への支援をもたらす」とになるである⁷⁹。海外直接投資を行っていない輸出産業や、国内市場に依存する産業もまた、こうしたフーバーの経済的ナショナリズムを共有していた。これに対し国際投資銀行家たちは、海外投資の保護という観点から、アメリカ産業との競合如何にかかわらず、外国の経済成長を誘導する国際環境の創出を目指し、ニューヨーク連銀总裁ストロングや国務長官ヒューズとともに、政府による対外融資規制に反対した。Frieden, op.cit., pp.74, 79-80.

(3) Rothbard, op.cit., pp.25-26.

(4) リード・フリーチンは、次のように述べている。「大戦後、国務省とニューヨーク連銀は、ニューヨークの銀行家たちと水統的に緊密な関係を打ち立てた。一九二〇年代のすべての重要な対外政策を開始するに当たつて一例えればベルサイユ条約から、戦債・賠償問題、関税問題、ドーズ案・ヤング案、対外融資ブーム、そして国際決済銀行の設立に至るまで、国際銀行家たちは、国務省やニューヨーク連銀の国際主義者たちと一緒に、政策の進展のために協力したのである」。ただし「実際あらゆる場合において、国際金融業者、そして国務省および連邦準備銀行における彼らの同盟者たちは、議会や他の政府省庁において、ナショナリスト勢力の反対に直面した。そして国際主義者たちは、ほとんど常に敗北し、妥協を余儀なくされ、あるいはまた、公衆の目を政策からそらすために、半官的協定 semi-official arrangement という形態を用いらざるをえなかつたのである」。Frieden, op.cit., pp.74-75。

(5) 長期安定的なドル資金循環構造の創出に基礎を置いた、多角的自由貿易体制の構築を構想したという点で、筆者は、一九三四年に始まる互恵通商政策を、戦後世界経済秩序形成につながる、アメリカの政策的起点であると考えている。ただしまだ、こうしたアメリカの政策転換にもかかわらず、世界市場構造それ自体がアメリカを基軸に新たに編成していくためには、戦後段階を待たねばならないと考えている。この問題については稿を改めて論じるつもりであるが、とりあえず、拙稿「商務省『世界経済における合衆国』（一九四三年）と戦間期世界市場」熊本大学文学会『文学部論叢』第六一号、歴史学篇、一九九八年、および同「一九三〇年代アメリカ通商政策と為替管理問題——アメリカ・ブラジル互恵通商協定を中心に——」「歴史」第八六輯、一九九六年を参照。